

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(熊本市)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
熊本市	RC造 SRC造 その他	2階の床及びはりの配筋工事(当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びはりの取付工事)	2階の床及びはりのコンクリート打込み工事(当該工事を現場で行わないものは、2階柱又は壁の取付工事)
	備考	・建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。	

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(熊本市)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造(その他の構造で2階の床及びはりの配筋工事があるものを含む)の建築物※ 法別表第1イ欄(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物(共同住宅を除く) 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物 <p>※SRC造及び1階をRC造とする混構造も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物 法68条の20の認証型式部材等である建築物 	H23.8.1～H28.7.31

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。